

② 令和8年度 勅使小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 学校を挙げた積極対応

- ア 校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること
- イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること
- ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること
- エ 問題行動シートを活用し、いじめの未然予防・早期発見を図ること

(3) 平時からの基本姿勢

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
- ウ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

2 いじめ問題対策チーム(常設)の構成員と対策チームの役割

(1) チームの構成員

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当児童の担任、及び、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を加え構成する。

(2) チームの役割

- ・ いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
- ・ 「風通しのよい学校」づくりのため、家庭や地域、関係機関と日常的な情報交換の実施
- ・ スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

3 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

- ・ 生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり

- ・一人一人の児童の実態を把握し、個に応じた指導の充実

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・学校の教育全体を通じた道徳教育の推進
- ・人権集会の開催，人権に関する授業の実施

(3) 規範意識の育成

- ・問題行動への対処
「だめなものはだめ」と毅然とした態度を示し，指導方針を統一して取り組む。
- ・学習ルールの徹底
学校として揃えていく事柄を全教職員で共通理解し，徹底してやり通す。

(4) 児童が主体的に活動する取組

- ・各種行事を自分達のものとして捉え，積極的に企画，運営することで，自己有用感や自己肯定感を高め，達成感を得られるような主体的な活動を展開する。

(5) 心をつなぐ異学年交流の取組

- ・ファミリー活動を定期的に行い，上学年がリーダーとして下学年と活動を行う。
- ・学年の縦割りで清掃を担当し，上級生の指導の下協力して作業する。

(6) 家庭や地域と連携した取組

- ・非行・被害防止講座の開催 ネットいじめ等について

4 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童との信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・毎月の児童理解の会のみならず、日常的に教職員が積極的に児童の情報交換を行う。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・児童理解を目的に，毎月，生活アンケートをする。生活アンケートをもとに、学級担任との懇談をし，児童理解に努める。

(3) 教育相談体制の充実

- ・普段から児童が悩みを相談しやすい雰囲気を作る。
- ・保護者からの相談にも積極的に応じ、信頼関係を築く。

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を教育委員会に報告をする。（いじめ問題対策チームを中核にして）

学校がいじめの事実を確認した場合には，徹底して被害児童を守り通すとともに，加害児童に対しては，当該児童の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。また，被害児童，加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯などについて連絡し，家庭の協力を求めるとともに，いじめを見ていたり，周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により，同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに，友人や保護者，教職員等誰かに相談すべきことを指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが，その場合，冷静に，じっくり

りと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

- ・ いじめた子どもの謝罪だけで問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難措置としての欠席や転校等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・ 頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたうえで指導に当たる。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行

為であることを理解させる。

- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(2) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

ア 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・ 早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上でのトラブルの早期発見に努める。
- ・ 児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ 学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・ 「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・ インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・ 保護者は、携帯型情報通信機器の利用に当たり、児童の年齢、発達段階等を考慮の上、児童と話し合い、その利用に関する基準づくりその他の適切な対応に努める。
- ・ 保護者は、児童に携帯電話を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するように努める。

イ 「ネットいじめ」の対応について

- ・ 「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。

- ・ グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ 削除依頼等の手順について

- ・ 事実の確認
被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。
- ・ 対応方針の検討
把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。
- ・ 児童生徒への対応
被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。
- ・ インターネット上の対応
書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。
- ・ 事後の経過の確認
書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の例

- ・ 児童の生命に関わる場合
- ・ 身体に重大な傷害を負ったとき
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより登校できない状況に至ったとき、また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合直ちに教育委員会を通じてその旨を市長に報告する。

(3) 重大事態の調査

ア 学校が調査主体の場合

- ・ 教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。そのため、条例17条に基づく対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・ 調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 教育委員会が調査主体の場合

- ・ 学校は教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4)調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・ 学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- ・ 情報の提供に当たっては、加賀市個人情報保護条例に従い、他の児童生徒を含む関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

イ 調査結果の報告

- ・ 学校に係る調査結果については、市長に報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5)調査結果の提供及び報告

学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。